

肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱

畜第 6 5 号

平成 2 8 年 4 月 1 日

一部改正 畜第 3 3 2 7 号

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

一部改正 畜第 4 6 2 1 号

令和 2 年 3 月 3 1 日

一部改正 畜第 2 1 3 2 号

令和 2 年 9 月 1 6 日

一部改正 畜第 4 8 6 2 号

令和 3 年 3 月 3 1 日

一部改正 畜第 3 6 4 1 号

令和 6 年 3 月 2 6 日

一部改正 畜第 3 3 4 9 号

令和 8 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 知事は、繁殖農家の経営規模の拡大等を促進することにより肥育素牛の生産拡大を図るため、肥育素牛生産拡大施設等整備事業実施要領（平成 2 8 年 4 月 1 日付け畜第 6 5 号農林水産部長通知）に基づき、農業者が組織する団体等（以下「間接補助事業者」という。）が行う、「肥育素牛生産拡大施設等整備事業」に要する経費に対し、市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 5 3 年佐賀県規則第 1 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。また、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業を活用して県産肥育素牛の生産拡大に供する施設整備に取り組む場合は、合わせて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「令」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 2 8 年 1 月 2 0 日付け 2 7 生畜第 1 5 7 4 号農林水産事務次官依命通知。以下、実施要綱という。）及び佐賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱（平成 2 8 年 4 月 1 日付け畜第 6 4 号）の定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率並びに補助限度額)

第 2 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率並びに補助限度額は、別表のとおりとする。なお、対象経費は間接補助事業者に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費とする。

(暴力団排除規定)

第3条 間接補助事業者及び補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次に掲げるいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 間接補助事業者及び補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則、実施要綱及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。

ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間30%以内の金額の変更

イ 入札実施による補助金額の減額

- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2人以上の者から概算設計書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については次に掲げる場合とし、その理由を事前伺等で明らかにしたうえで、契約すること。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から概算設計書を徴することができないとき。

イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類並びに財産管理台帳（様式第6号）を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効能の増加した機械及び器具（以下、「財産」という。）で第8条に規定する財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。

- (7) 規則第22条本文の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(1)から(7)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(2)から(7)まで及び佐賀県ローカル発注促進要領の中で「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

ウ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

エ 間接補助事業者が、第3条の規定に該当することが判明したときは、前項ウの規定を準用することがあること。

オ 第8条の規定に準じて財産処分の制限を付すこと。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。なお、補助事業者は実績報告書の提出に当たって、原則として現地確認を行うものとする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって（第4条第2項ただし書に該当した各事業主体について）当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日（第7条の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）とし、その提出部数は1部とする。

5 規則第12条第1項後段に規定する年度繰越に伴う実績報告書は、様式第7号のとおりとする。

6 前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。なお、補助事業者は概算払い請求に当たって、原則として現地確認を行うものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件の取得価額が50万円以上の財産とする。

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、市町を経由するものとする。

附 則 この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する

附 則 この要綱は、平成 31 年度分の補助金から適用する

附 則 この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する

附 則 この要綱の改正は、令和 2 年 9 月 16 日から施行し、第 6 条及び第 7 条については令和 2 年度分の補助金から適用する

附 則 この要綱の改正は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する

附 則 この要綱の改正は、令和 6 年 3 月 26 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する

附 則 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

(別表)

対象経費	補助率及び補助金上限額
間接補助事業者が、実施要領に基づき、県産肥育素牛の生産拡大を図るために必要な、次に掲げる施設・機械等の整備に要する経費に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費とする。 (1) 繁殖牛舎、堆肥舎等ふん尿処理施設・機械 (2) 省力化機械・装置 (3) 生産性向上を図るための機械・装置 (4) 放牧施設 (5) 堆肥舎の増設・ブロアの設置 (5) の堆肥舎の増設・ブロアの設置について、増設の場合は、現在の堆肥舎面積 (A) と現在の飼養頭数で完熟堆肥を作るために必要となる面積 (B) との差分 (B－A) の事業費を対象経費とする。ただし、増設した面積 (C) が (B－A) を下回る場合は C 分の事業費を対象経費とする。また、ブロアの設置については、堆肥舎全体が機能向上するためブロア設置費全体を対象経費とする (ブロアの能力: $0.05 \text{ m}^3 \sim 0.1 \text{ m}^3/\text{分} \cdot \text{m}^3$ を満たす最低限の能力のものに限る)。	【補助率】 対象経費の $10/13$ 以内、又は間接補助事業費の $1/3$ 以内のいずれか低い額とする。 ただし、中山間地域 (「未来につなぐ」さが中山間プロジェクト) において市町が選定した「チャレンジ中山間」のうち、主に畜産に関する取組を行っている者であり、かつ、対象施設が中山間地域等直接支払制度の対象農用地を含む地区に整備されること) の場合は、対象経費の $4/5$ 以内、又は間接補助事業費の $4/10$ 以内のいずれか低い額とする。 【補助金上限額】 増頭の場合、繁殖雌牛 1 頭当たり 332 千円 (税抜) に増頭数を乗じた額とする。ただし、中山間地域の取組にあつては、繁殖雌牛 1 頭当たり 398 千円 (税抜) に増頭数を乗じた額とする。 飼養環境改善の取組の場合、繁殖雌牛 1 頭当たり 228 千円 (税抜) に既存 (受益) 頭数を乗じた額とする。ただし、中山間地域の取組にあつては、繁殖雌牛 1 頭当たり 276 千円 (税抜) に既存 (受益) 頭数を乗じた額とする。 【補助対象事業費上限額】 牛舎等について、補助対象事業費の上限額は以下のとおりとする。 ・牛舎 (付帯設備除く) $48.0 \text{ 千円}/\text{m}^2$ (税抜) ・ふん尿処理施設 $69.0 \text{ 千円}/\text{m}^2$ (税抜) ※飼養環境改善の取組とは、事故率の低減や分娩間隔の短縮に繋がる等、生産性の向上が見込まれる取組のこと。

※ 課税対象事業者以外の者の補助金上限額及び補助対象事業費上限額については、消費税率を乗じ、補助金上限額は千円未満を補助対象事業費上限額は百円未満を四捨五入した額をそれぞれの上限額とする。

※対象経費とは、補助事業者が間接補助事業者への補助に要する経費（県費補助金及び市町補助金の合計額）をいう。

※間接補助事業費とは、間接補助事業者が機械の導入に要する経費（総事業費）をいう。
ただし、第4条第2項に基づき、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、総事業費から消費税相当額を除いた経費をいう。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名〇〇

年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおり肥育素牛生産拡大施設等整備事業を実施したいので、肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の実施計画

対策名	事業実施 主体名	事業の内容	規格・ 規模等	事業量	単価	総事業費	補助対象 事業費	補助率	負担区分（円）			備考
									県費	市町費	その他	
					円	円	円					・増頭〇頭 ・飼養環境改善〇頭
合計	—	—	—		—							—

（注）備考欄には、事業における増頭数、飼養環境改善頭数を記入すること。

(2) 経費の配分

総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に要する (した) 経費 (A) + (B)	負 担 区 分			備 考
		県費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
円	円	円	円	円	
計					—

- （注） 1 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。
- 3 実績報告の場合は、備考欄に市町から事業実施主体への補助金支払日を記入すること。

4 事業完了予定年月日 ○○ 年 月 日

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県費 市町費	円	円	円	円	
合 計					—

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
肥育素牛生産拡大施設等整備事業	円	円	円	円	
合 計					—

7 添付書類

(1) 市町の補助金交付に関する規程又は要綱（変更申請及び実績報告には不要。）

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名〇〇

〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕 たいので、佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の部分は、消去すること。
2 変更の内容は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更する部分については変更前と変更後の比較ができるよう、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名〇〇

〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の成果
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業の効果

(注) できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。

- 4 事業完了年月日 〇〇 年 月 日
- 5 収支決算 (見込)
- 6 添付書類

肥育素牛生産拡大施設等整備事業完了確認書

(注 1) 1、2、4～6 は、補助金交付申請書の様式に準じて規定する。

(注 2) 精算払で請求する場合及び概算払を完了見込みで請求した場合には、別紙「肥育素牛生産拡大施設等整備事業完了確認書」を添付すること。

(注 3) 財産管理台帳 (様式第 6 号) を添付すること。

(別添)

肥育素牛生産拡大施設等整備事業完了確認書

事業区分名				
事業実施主体名				
事業内容	機械・施設名	規格・能力等	事業量	事業費（円）
	事業費計			
補助事業に要する経費			うち県費補助金	
現地検査・確認日	〇〇 年 月 日			
書類検査・確認日	〇〇 年 月 日			
確認した証拠書類	・実施計画書 ☐ ・概算設計書（２者以上） ☐ ・契約書 ☐（契約日： ） （事業実施主体名、型式、金額、押印の確認） ・出来高設計書 ☐ ・納品書 ☐（納品日： ） （型式、金額の確認） ・事業主体の通帳 ☐ （通帳の名義が同一か確認） ・補助残の入金 ☐ ・請求書 ☐ （あて名、金額を確認） ・領収書又は振込伝票 ☐ （あて名、金額を確認） ☐ ・建築確認申請手続き ☐要 ☐手続き済み			
検査所見				
検査確認者	〇〇 年 月 日 検査確認者 職名 氏名			

(様式第 4 号)

番 年 月 日 号

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名〇〇

〇〇 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金について、肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条に基づく
補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (〇〇 年 月 日付け 第 号による額の確定額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに
係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第 5 号)

概算払の場合

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名〇〇

〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金概算払請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額		金	円
内 訳	交付決定額	金	円
	既交付済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

※添付書類
・市町補助金請求一覧表及び肥育素牛生産拡大施設等整備事業実施状況確認書

市町補助金請求一覧表(概算払)

肥育素牛生産拡大施設等整備事業

事業実施 主体名	事業内容	事業 量	総事業 費	補助対象 事業費	負担区分			事業 完了 の有無	交付決定額 ①	交付済額 ②	今回 請求額 ③	残 額 ①- (②+③)	備 考
					県費	市町費	その他						
			円	円	円	円	円		円	円	円	円	
合計													

- (注) 1 事業完了確認に伴い、補助金の変更承認申請を要さない軽微な変更により事業費が変更した場合は、補助金交付申請時の額を()で上段に、変更後の額を下段に記入すること。
- 2 「事業完了の有無」の欄には、事業実施主体ごとに、補助金交付請求書提出日までに事業完了が確認できた場合は「○」を、確認できていない場合は「×」をそれぞれ記入すること。なお、事業完了見込みにより請求する場合は「見込み」と記入すること。

(別添)

肥育素牛生産拡大施設等整備事業実施状況確認書

事業区分名				
事業実施主体名				
事業内容	機械・施設名	規格・能力等	事業量	事業費（円）
	事業費計			
補助事業に要する経費			うち県費	
現地検査・確認日	〇〇 年 月 日			
書類検査・確認日	〇〇 年 月 日			
確認した証拠書類	・実施計画書 ☐ ・概算設計書（2者以上） ☐ ・契約書 ☐ （契約日： ） （事業実施主体名、型式、金額、押印の確認） ・出来高設計書 ☐ ・納品書 ☐ （納品日： ） （型式、金額の確認） ・事業主体の通帳 ☐ （通帳の名義が同一か確認） ・補助残の入金 ☐ ・請求書 ☐ （あて名、金額を確認） ・領収書又は振込伝票 ☐ （あて名、金額を確認） ☐ ・建築確認申請手続き ☐要 ☐手続き済み			
検査所見				
検査確認者	〇〇 年 月 日 検査確認者 職名 氏名			

(注) 1 確認時点では事業が完了していない場合で、3月末までに事業完了が見込まれる場合は検査所見欄にその旨を記載すること。

2 出来高設計書及び建築確認申請手続きについては、肥育素牛生産拡大施設等整備事業についてのみ記入すること。

(様式第 5 号)

精算払の場合

番 年 月 号 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名〇〇

〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額		金	円
内 訳	確定補助金額	金	円
	既交付済額	金	円
	今回請求額	金	円

※添付書類
・市町補助金請求一覧表

市町補助金請求一覽表(精算払)

肥育素牛生産拡大施設等整備事業

[illegible]

(様式第 6 号)

財 産 管 理 台 帳

地区名		地区		事業実施年度		〇〇 年度		農林水産省所管補助金名									
	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 設置区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫補助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(様式第 7 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名〇〇

〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金年度終了実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金の〇〇 年度の実績について、佐賀県補助金等交付規則及び肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業年度終了実績報告（別紙）
- 2 事業実施期間：(当 初) 〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日
(変更後) 〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日

別紙

事業年度終了実績報告

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	繰越額	備考
県費	千円	千円	千円	千円
市町費				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	繰越額	備考
肥 育 素 牛 生 産 拡 大 施 設 等 整 備事業	千円	千円	千円	千円
計				

2 事業別状況

区分	交付決定内容		年度内遂行実績		進捗率 (B) / (A)	翌年度繰越分		備考
	事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金		事業費	補助金	
〇〇	千円	千円	千円	千円	%	千円	千円	
〇〇								